

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに採用され、主として番組制作等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで定年退職となったが、定年退職後も再雇用され、平成〇年〇月〇日に再雇用期間が満了となった。

被災者は、再雇用期間満了後の平成〇年〇月〇日午後6時50分頃、再雇用期間中に制作を担当していたC特別番組の関係者と食事中、呼吸不全となり、Y病院に救急搬送され入院加療を受けたものの、同月〇日、同病院において死亡した。死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因として「低酸素脳症」、その原因として「窒息の疑い」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者は労働者とは認められず、また、労働者であるとしても業務上の事由により死亡したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。また、労働者であると認められる場合、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者には、Bとの関係で労働者性が認められ、仮にそれが認められなくても、Jセンターとの関係で労働者性が認められる余地があるとした上で、特別番組の関係者との夕食会は業務であるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下、順次検討する。

(2) 被災者の労働者性について

労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えことから、これらの基準に照らし、B及びJセンターのそれぞれにおける就労実態等に基づき被災者の労

働者性について検討する。

ア Bとの関係について

(ア) Bの「定年後再雇用規程」によると、再雇用満了年齢は、定年到達時期が「平成〇年〇月～平成〇年〇月末」の場合には64歳とされ、再雇用の契約期間は1年であるが、双方が合意した場合には、再雇用満了年齢まで更新することができることとなっている。

(イ) 被災者に係る平成〇年〇月〇日付けの「再雇用契約書」によると、雇用期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとされ、平成〇年〇月〇日以降の契約更新はしないことが明記されているところ、同年〇月〇日までの間に3回の更新が行われている。そして、同月〇日には、被災者が同月〇日付けで契約満了により退社となる旨を記した「人事発令の件」と題する文書が社屋内に掲示された。

(ウ) D専務は、平成〇年〇月〇日の再雇用期間満了の当日、被災者に退社辞令を手渡した旨述べている。

(エ) 請求人は、被災者がBの再雇用期間満了後も継続して特別番組の仕事に携わっていたので、同社との雇用関係が続いていると認識していた旨申述しているが、E局長は、定年後の嘱託としての雇用更新契約期間満了後に更に雇用することは基本的でないし、過去においてそのような実績もない旨述べていることや上記(ア)ないし(ウ)の事情からすると、Bが、黙示的に再雇用を申し入れ、被災者がこれを承諾したものとする請求人らの主張は、採用することができない。

(オ) 平成〇年〇月下旬から同年〇月上旬にかけて、D専務と被災者は3回会っているが、更に再雇用を継続する話がされたことはない。

(カ) 以上のことから、平成〇年〇月〇日をもって再雇用契約は終了し、被災者は、Bを完全に退社したものと判断することが相当である。

(キ) さらに、被災者に係る報告書によると、そもそも特別番組は、BがJセンターに対し〇万〇円で制作を委託したものであり、Bのプロデューサーの指揮監督の下でJセンターが番組を完成させるというものである。

請求代理人は、被災者は再雇用されているときと同じ内容の労務の提供を行い、月額給料と同額の報酬が予定されており、Bの指揮監督を受ける立場にあった旨主張している。この点、被災者はディレクターである以上、

Bの方針を受けて業務に従事していたことは否定できないものの、特別番組の制作はほぼ完了に近い段階に至っていたことからみても、同社からの指示は注文主が行う一般的なものにすぎないものであったと判断することが相当である。さらに、番組制作が完了すればその時点で被災者の業務は終了するとされており、報酬は業務の完了に対し、Jセンターから定額の〇万円が支払われることが合意されていたものである。

(ク) 以上の諸点に照らすと、被災者とBとの再雇用契約は平成〇年〇月〇日をもって終了しており、同年〇月〇日以降については、Bからの具体的な指示に基づき業務に従事していたとは認めることもできないことから、被災者は形式的にも実態としてもBに雇用されていたものとは言えず、被災者をBの労働者と認めることはできない。

イ Jセンターとの関係について

(ア) 請求人らは、D専務から、便宜上、所属を子会社であるJセンターに移すことはどうかと打診されているから、被災者をJセンターの労働者であると評価することは十分可能である旨主張している。

(イ) 被災者のJセンターでの就労形態については、契約書等が存在せず、明らかではない。

(ウ) B専務は、「平成〇年〇月〇日以降はJセンターで仕事をすると被災者から報告を受けたが、具体的にどのような形式で契約をするかということについては認識が欠落していた。」と述べている。また、F業務部長は、「被災者は平成〇年〇月末まではBのプロデューサーであったが、同年〇月〇日からフリーとなったので、後任のプロデューサーであるG局長と被災者の三者で話し合い、被災者と技術センターとの間で請負契約を締結し、特別番組のディレクターの仕事を引き受けてもらった。」と述べている。さらに、G局長も、「被災者は平成〇年〇月〇日以降特別番組のディレクターとして番組の構成、演出を受け持つこととなったが、同人はJセンターからフリーのディレクターとして特別番組の仕事を受けたものと認識しており、Jセンターに雇用されたものとは認識していなかった。」と述べている。

(エ) 一方、被災者に係る報告書によると、被災者が、F部長に対し、退職後の平成〇年〇月〇日以降特別番組のディレクター業務を請け負いたいとの申出を行ったことにより、〇万円で同業務を請け負うことに決定したと認

められるところであり、被災者自らの申出により就労を始めたという事情からみて、仕事の依頼に対する諾否の自由はあったものと判断することが相当である。

さらに、同報告書によると、業務予定は、平成〇年〇月〇日にリハーサル、同月〇日に収録、その後Jセンターにおいて編集ディレクション業務を行うこととなっており、Jセンターから特段の指揮監督を受けていることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記のとおり、番組の制作が完了すれば被災者の業務は終了し、報酬は番組制作の完了により定額の〇万円が支払われることとされており、労働時間に応じて支払われる報酬であるとは認め難いことから、労務対償性も希薄である。

(オ) 上記の(ウ)及び(エ)の諸事情を総合すると、被災者とJセンターとの関係は請負と認められるところであり、被災者をJセンターの労働者と認めることはできない。

ウ 以上のとおり、被災者は、平成〇年〇月〇日以降は、Bの労働者とは認められない。また、Jセンターとの関係でも、労働者性を認めることはできない。

(3) 被災者の業務遂行性及びその死亡の業務起因性について

ア 当審査会としては、上記(2)で判断したとおり、被災者は、Bとの関係においても、また、Jセンターとの関係においても、労災保険法上の労働者とは認められないことから、被災者の死亡が業務上の事由によるものであるか否かについては、判断を要しないものとする。

しかし、請求人らは、被災者の死亡には業務遂行性及び業務起因性があると強く主張するので、念のため、これらについても検討することとする。

イ 請求人らは、被災者は翌日の番組収録に備えて打合せを兼ねた夕食会に参加したものであるから業務遂行性が認められ、また、打合せのための会食中に窒息状態が生じたものであり、私的行為や業務遂行から逸脱した行為をしていたわけではないから、業務起因性が認められる旨主張するほか、被災者は以前から逆流性食道炎と診断されていたが、これは平成〇年〇月〇日以前におけるBの労働者として日常的に過酷な業務に従事したことによって発症したものであり、大きな心理的負荷を伴う業務に従事したことにより、同疾病が悪化し、嘔吐して窒息に至ったものとも考えられるから、業務と死亡と

の間に相当因果関係が認められる旨も主張している。

ウ ところで、被災者が参加した夕食会は飲酒を伴うものであって、被災者自身も飲酒をしており、食事は各自の好みによって注文していたことが認められる。また、特別番組の制作上の理由から飲酒をしなければならない必要性があったことを認めるに足りる証拠もない。したがって、当該夕食会が翌日の番組収録に関する打合せを兼ねていたとしても、そのことにおいて業務遂行性があるとは判断することができない。

エ H医師は、被災者の死亡の原因について、「発症直前まで普段どおり仕事をされていたのであれば、過労等の影響は少なく、単純に食事動作の過程で肉片を詰まらせたものと推察された。」旨の意見を述べている。さらに、決定書理由第2の2の(2)のイ(カ)において説示するとおり、①被災者は平成〇年〇月〇日の夕食会で飲酒していたが、酩酊した状態ではなかったことからアルコールが影響した可能性は少ないこと、②被災者が著しい疲労の蓄積をもたらすような特に過重な業務に従事していたものとは認められないこと、③業務に支障を及ぼすような身体的変調を来していた状況はみられないことなども明らかである。

そうすると、被災者は番組収録の打合せを兼ねた飲酒を伴う夕食会において、偶発的に肉片を喉に詰まらせたものと判断するのが妥当であり、肉片を喉に詰まらせたことと業務との相当因果関係を認めることはできない。

オ 以上から、被災者について、業務遂行性及び業務起因性を肯定することはできない。

(4) 以上を総合すると、被災者は、Bの労働者とは認められず、Jセンターの労働者とも認められない。

また、仮に労災保険法上の労働者であるとして業務遂行性及び業務起因性を検討しても、被災者の死亡原因は、飲酒を含む単なる食事中の「喉詰め」であると判断され、業務遂行性及び業務起因性を認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。